

私は、政清会を代表して、当意見書について、反対の立場で討論いたします。

案文において、国葬を行う法的根拠がないことを内閣法制局の見解等で示されてきたことであり、国会議論もなく閣議決定だけで実施することは立憲主義に反する行為であるとありますが、内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関することが明記されており、国の儀式として行う国葬儀については、これまで開催されてきた多くの記念式典や東日本大震災の追悼式などと同様に、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得るものであると考えます。

また、我々政清会は、行政活動のうち、個人の自由や財産を侵害する行為については、法律の根拠が必要であると考えますが、岸田首相は今般の国葬儀においては、国民一人一人に弔意表明を強制するとの誤解を招くことがないように、閣議了解を行わず、地方公共団体や教育委員会等に対する協力の要望も行う予定はないと説明し、弔意の強制を求めないことを表明しているため、案文にある憲法第 19 条の思想・良心の自由、内心の自由への侵害には該当しないと考えます。

さらに、国葬儀は5日後に迫っており、既に米国のハリス副大統領やインドのモディ首相、イギリスのメイ元首相など、海外の要人が約7百名参列されると報道されております。

将来、再び国葬儀が行われる時に論争が起きないように手続等の検討を行うことを求めるのであるならまだしも、葬儀を目前に迫った現時点において、市議会として中止を求めることはあまりにも時期を逸しており、賛同できるものではありません。

アベノミクスの評価については、しっかりと検証すべきであると思いますが、安部元総理の国民への思いは、我々政清会の議員が市民を思う気持ちと同じであることは疑いもなく、8年8か月にわたり総理の重責を果たされたことについては、一人の議員として最大限の弔意を表したいと思っております。

以上のことから、本意見書には反対いたします。